

(参考) 連続式蒸留機設備を有する製造場数

製 造 場 数	3 場
基 数	3 基

調査時点：平成14年3月31日

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	左のうち 休造場数
酒 母	7 場	3 場
も ろ み	3 場	2 場

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの。酵母を培養したもので、含糖物質を発酵させることができるもの。これに「**こうじ**」を混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、「**こす**」又は「**蒸留する**」前のものをいう。

調査時点：平成14年3月31日

(3) みなし製造場数

(単位:場)

区 分	びん詰のため		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のため		計	う ち 実蔵置 場 数
	自 己 の 製 造 し た 酒 類 の び ん 詰 場	共 同 の び ん 詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	-	-	-	29	2	-	31	3
合 成 清 酒	-	-	-	24	-	-	24	-
しょうちゅう甲類	-	-	-	27	1	-	28	-
しょうちゅう乙類	-	-	-	27	1	-	28	-
み り ん	-	-	-	25	1	-	26	-
ビ ー ル	1	-	-	28	2	-	31	28
果 実 酒 類	-	-	-	28	7	-	35	6
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	28	2	-	30	1
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	26	2	-	28	1
リ キ ュ ー ル 類	-	-	-	29	2	-	31	1
雑 酒	1	-	-	26	2	-	29	1
合 計	2	-	-	297	22	-	321	41
うち実蔵置場数	1	-	-	30	10	-	41	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場である。

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：みなし製造場とは酒税法において製造場とみなされる場所をいう。